

平成29年7月25日

J A グループ 京都

「ダイヤモンド・オンライン」配信記事について【第21弾】

(株)ダイヤモンド社が運営するインターネット記事配信サイト「ダイヤモンド・オンライン」において、7月10日付で「コメ偽装問題、JAの主張に反論！農水省検査“シロ”でも疑惑は消えない」との見出しの記事が配信されました。

同記事の配信に関して、(株)京山より別添のとおりダイヤモンド社へ抗議した旨の報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、先日、当ホームページでもご報告いたしましたとおり、農林水産省は6月27日に(株)京山および(株)京山の取引先・販売先の取引業者に対する立入検査の結果を公表しており、外国産米の混入がなかったことは既に明らかとなっております。

平成29年7月25日

株式会社 京山

「ダイヤモンド・オンライン」配信記事について（第16報）

平素は、弊社の運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、(株)ダイヤモンド社が運営するインターネット記事配信サイト「ダイヤモンド・オンライン」において、7月10日付で「コメ偽装問題、JAの主張に反論！農水省検査“シロ”でも疑惑は消えない」との見出しの記事が配信されました。

ご存知のとおり、農林水産省は6月27日に弊社および弊社の取引先・販売先の取引業者に対する立入検査の結果を公表しており、弊社商品に外国産米の混入がなかったことは既に明らかとなっております。

それにもかかわらず、ダイヤモンド社は同記事内において、同社が平成29年2月13日発売の週刊ダイヤモンドで報じた記事の真実性を主張しております。

さらに、その内容は相当の資料・根拠を示さないまま独自の見解を強弁し、弊社の名誉を毀損するとともに、その業務を妨害することを目的とするものであったため、別紙のとおり、代理人弁護士より嚴重に抗議いたしましたので、ご報告いたします。

弊社といたしましては、今後、司法の場において、一連の報道にかかるダイヤモンド社の社会的責任を徹底的に追求していくこととしておりますので、今後ともご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

平成29年7月13日

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前6-12-17ダイヤモンドビル

株式会社ダイヤモンド社

代表取締役会長 鹿谷 史明 殿

〒604-0845

京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541

泰宏ビル2階 弁護士法人小西綜合（個人受任）

TEL 075-255-3333 FAX 075-223-3333

株式会社京山代理人

弁護士 井 越 大 輔

弁護士 中 川 泰 臣

ご通知

当職らは、株式会社京山（以下「通知会社」といいます。）の代理人として、貴社のダイヤモンド・オンラインにおける平成29年7月10日付け「コメ偽装問題、JAの主張に反論！農水省検査“シロ”でも疑惑は消えない」と題した記事（以下「7月10日付記事」といいます。）に関し、以下のとおりご通知申し上げます。

- 1 貴社は、平成29年2月13日発売の週刊ダイヤモンド第105巻7号（通巻4667号）に、「告発スクープ 産地偽装疑惑に投げ売りも JAグループの深い闇」との見出しの記事（以下「2月13日付記事」という。）を掲載しました。

7月10日付記事は、2月13日付記事の真実性に関するものであり、同記事と同様に、①原告が意図的に中国産米を混入させた「滋賀こしひかり」、「京都丹後こしひかり」及び「魚沼産こしひかり」を、インターネット上の店舗である「京都ひがしやまいちば楽天市場店」で販売していた、②原告が意図的に他府県産の米を「魚沼産こしひかり」としてインターネット上の店舗である「京都ひがしやまいちば楽天市場店」で販売していたとの事実を摘示するものです。

農林水産省は、2月13日付記事を端緒として、平成29年2月10日から、通知会社及び同社の仕入先・販売先の取引業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条に基づく立入検査を行いました。

同省は、平成29年6月27日、平成24年以降の通知会社の外国産米の仕入・販売に関し疑わしい点や平成28年産の国産米4品種に外国産米の混入が疑われるような点は確認されなかった旨発表しました。

したがって、7月10日付記事は、通知会社の名誉を毀損し、その業務を妨害するものであり、同記事が真実でないことは既に明らかです。

2 通知会社は、貴社に対し、平成29年2月15日付で、2月13日付記事について名誉毀損の損害賠償請求訴訟を提起しましたが、貴社は、かかる訴訟において同記事の真実性の立証を行っておらず、その取材経過も明らかにしていません。

また、7月10日付記事においても、2月13日付記事の真実性について、相当な資料・根拠が示されていません。7月10日付記事は、その大部分について根拠が乏しく論理の飛躍があり、貴社独自の見解を強弁するもので、通知会社の名誉を毀損することのみが目的といわざるを得ません。

貴社は、その摘示事実が真実ではないことを知りながら、通知会社の名誉を毀損しその業務を妨害することを目的としてあえて記事を掲載したものであり、その行為は極めて悪質ですので、通知会社としては、さらに貴社並びに貴社の取締役、編集長及び執筆者各人に対し損害賠償請求訴訟を提起する方針です。

3 つきましては、2月13日付記事及び7月10日付記事の執筆・編集・掲載に関与した者の氏名、同記事を掲載した貴社の判断に関与した取締役の氏名及びこれらの者の関与の程度・態様を、本書到達後2週間以内にご回答頂きますようご通知申し上げます。

以上

複写

複写

(付記)

差出人 〒604-0845
京都府京都市中京区二条殿町541 泰宏ビル2階
弁護士法人小西総合

弁護士 中川 泰臣

受取人 〒150-8409
東京都渋谷区神宮前6丁目12-17 ダイヤモンドビル
株式会社ダイヤモンド社

代表取締役会長 鹿谷 史明 殿



この郵便物は平成29年 7月13日
第 10285521606 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2017071311065900100000 号



平成 29 年 7 月 10 日配信
「ダイヤモンド・オンライン」【抜粋】

◎ コメ偽装問題、JA の主張に反論！農水省検査 “シロ” でも疑惑は消えない

京都市の米卸、京山が販売するコメの産地偽装疑惑を報じた本誌記事を受け、農林水産省は京山を検査したが、違法行為は「確認できなかった」。だが、疑惑が解消されたとは言えない。むしろ、京山の対応が新たな疑念を生んでいる。

農水省は 6 月 27 日、JA グループ京都系の米卸、京山への立ち入り検査の結果を発表した。同社が販売するコメに「外国産米の混入が疑われるような点は確認されなかった」。

JA 京都中央会をはじめとした JA グループ京都は同日、「京山の潔白が証明された」と高らかに宣言した。だが、今回の検査で、本誌が 2017 年 2 月 18 日号で報じた中国産米の混入疑惑が解消したわけではないし、記事の真実性が揺らぐこともない。

農水省は本誌の取材に対して「京山が“潔白”とまでは言っていない。記事をきっかけに検査をしたが、検査結果と記事の正誤とは別だ」（消費・安全局消費者行政・食育課）と話した。

同省の検査に一定の制約があったのも事実だ。検査では京山と取引業者との伝票の突き合わせや聞き取りなどで、仕入量と販売量に矛盾がないかを調べた。

だが、農水省は全ての調査対象について記録を確認できたわけではない。京山の販売先の一部は廃業しており、「聞き取りはできなかった。京山が保存する記録などによる確認にとどまった」（同課）。

また、検査の権限にも限界があった。検査は米トレーサビリティ法に基づくもので「強制捜査権がない。忙しいと言われれば日を改める。警察のように問答無用で証拠資料を押収することもできない。相手の協力が前提となる」（同課）。後述するが、京山の対応は決して協力的とは言えなかった。

■ DNA で産地判定？ 誤った主張で JA ・米卸が自滅

ここからは、JA グループ京都が本誌記事を否定するために事実に反する主張をして、逆に不信を買っていることを指摘したい。

象徴的な例は、コメの産地を調べるには本誌が行った安定同位体（同じ元素でも、わずかに重さの違うもの）の構成比から産地を判別する手法（同位体検査）ではなく、DNA 検査をすべきだという主張だ。

ここで強調しておきたいが、DNA 検査で分かるのは品種であって、産地ではない。例えば、日本のコシヒカリを中国で生産し、それを「日本産コシヒカリ」として販売した場合でも、産地偽装を証明することはできないのだ。

実際に、農水省はコメの不正表示を取り締まるため抜き打ち検査をしているが、「DNA 検査は異品種混入、同位体検査は産地偽装を調べるためにやっている」（同課）。

コシヒカリへの異品種混入を毎年調べている新潟県も、DNA検査では「産地の判別はできない」（食品・流通課）との見解を示す。

例外的に、新潟県だけで生産される「コシヒカリBL」という品種を検出できれば、新潟県産であることは証明できる。

だが、本誌が検査を依頼した日本穀物検定協会のDNA検査は、コシヒカリBLが入っていても、一般のコシヒカリとして判定するので産地判別には使えない。

本誌では京山のコメのDNA検査も実施した。だが、表示の通りコシヒカリだったので記事で取り上げることはしなかった。

JAグループ京都は本誌記事に反論する特設ホームページで、本誌記者は「農業系記者」なのだから「本来、同位体検査でなく、DNA検査をすべきことは承知していたはず」と強弁している。

JAグループ京都こそ農業団体なのだから、同位体検査とDNA検査における「検査目的の違い」や、両検査で「客観的に証明できること」について、しっかりと勉強していただきたい。

由々しきことに、JAグループ京都の誤った主張を鵜呑みにしたメディアの報道も一部にはある。

プレジデントオンラインは4月30日、本誌記事について「産地検査に一般的な『DNA検査』ではなかった」と指摘し、取材手法に「重大な疑惑」があると報じた。産地判定にどの検査が「一般的」に使われるかは農水省や新潟県に電話すればすぐに分かることだ。

また、同メディアは同じ記事の中で、過去3年、中国産米の輸入実績がないという前提に立ち、真実としてあり得る可能性として、(1)3年前に輸入した精米が混入、(2)JAや米卸による密輸、(3)本誌の誤報——の3つだけを挙げた。だが、財務省の貿易統計によれば14～16年にも毎年、中国から精米が日本に輸入されている。

誤った情報発信はこれらにとどまらない。本誌は京山が農林議員らに配布した調査報告書を独自に入手した。その中でも、首を傾げざるを得ない記述がある。

同社は当初から、「全面的に（農水省の）調査に協力しております」とアピールしていた。

ところが、である。前述の報告書によれば、京山は3月17日、舞鶴市の支店を訪れた農水省職員に検査の説明を求め、「録音してから協力する」と応酬した。すると農水省職員が「検査せずに帰った」と誇らしげに書いてあるのだ。

農水省は「録音されれば公表されかねない。検査の手の内が広く知られてはまずいので当日は撤回した」（同省幹部）という。

京山による農水省への圧力はこれだけではない。3月31日には、山本有二農相と奥原正明農水省事務次官に検査結果を1週間以内に発表することを要求。対応しなければ「法的手続きを執ることがある」との文書を送っている。

最後に、これは国会で問題になったため、その後、ホームページから削除された“幻の情報”だが、京山は当初、農水省の検査は同社が「依頼」したものだとする文書をホームページで公開していた。

そのようにJAグループ京都は事実と異なる情報を流してきた。このような姿勢で信頼を取り戻せるのか甚だ疑問である。